

戰後教育資料

8-2	VII
30	29

新
美
三
八
一
四
山
崎

山崎 54

一、趣旨

今般の憲法改正を機として國民の一人一人が新憲法の眞實態を充分に理解し、新しい國家機構に即應して國民各自が其の權利と義務を正しく行使する體制を樹立することは刻下の急務であり、之に關し最近國民の間に起りつつある新憲法精神普及の爲の國民運動が益々活潑且自主的に展開せられんことを期待して、政府は之に對し積極的に支持助成を爲さんとするものである。

二、方針

- (一) 新憲法の根柢をなす正しい精神、民主主義に基く新しい國家制度の内容等を進んで研究し會得する爲の國民運動の推進を支持援助するのを本旨とする。
 - (二) 本運動の實施については特に兩院議員の積極的協力を求める。
 - (三) 各省それぞれ立場より右の國民運動に便宜を與へ必要なる經費の助成、事業の斡旋を爲す。
- 日本運動の展開は一憲法發布の時期より其の施行までの間を目途とする。

三、實施要領

(一) 新憲法發布當日施行すべき事項

- イ、當日を休日とし全國に於て各種の國民的祝賀行事を行ふ。
- ロ、東京に於て新憲法祝賀國民大會を開催すること。
- ハ、學校、社會教育團體等に於て記念講演會其の他の記念行事を行ふ。
- ニ、當日を平和運動其の他各種の精神的運動の出発の日とし、文化的平和日本にふさわしき公民館の設置促進其の他各種の記念事業を實施することとし、關係各廳に於て早急に具體的計畫を立てその實施に遺憾なきを期すること。

ホ、各種物資の特別配給を行ふ。

(二) 新憲法精神普及徹底期間中實施すべき事項

- イ、中央に於て憲法審議關係者を中心とする研究會、講習會等を開催すること。
- ロ、地方重要地區に於ける新憲法研究の會を開催すること。
- ハ、新憲法の正文を大量に印刷頒布すること。
- ニ、新憲法精神の理解に必要な資料の作製頒布、斡旋を爲す。
- ホ、新憲法精神普及の爲の研究會、討論會、講演會等への講師派遣斡旋を爲す。

へ、新憲法精神普及の學校擴張講座を開催すること。
ト、新憲法精神普及のための映畫、幻燈、紙芝居、歌謠等の作製
斡施を爲すこと。

ニ、ラヂオ、新聞、雜誌等を道に新憲法精神を普及すること。
リ、社會教育施設、部落（町内）常會等に於て新憲法精神の普及
を圖ること。

③ 實施機構

本運動は國民各層の自立的運動たることを本旨とし、之が爲政府は
皇族御院議員及各界有識者に對し憲法精神普及徹底聯盟（假稱）の
設立方を囑唱斡施して其の急速なる實現を圖り、同盟盟を日本運動
の中樞實施機構とし新憲法發布當日の祝賀國民大會及國民的祝賀行
事の舉行並に出版物の發行、講演會の開催等を自主的に行はしめ、
政府は之に對し全面的な援助を行ふこと。

備考

本要綱實施に必要な豫算的措置を講ずること。

一 新憲法精神普及徹底に要する經費

(1) 趣旨

今般の憲法改正を機として目は一丁字なき國民と雖も尚之を教化し得る程度の半覺にして空しく空しく社會教育に依り眞に國民の一一人が新憲法の眞意義を充分に理解し新の國家中央政權地方自治制度に即應して國民各日の其の權利と義務を正しく行ふ事の體裁を樹する事は刻下の急務より之に關し最近國民の間に起りしある新憲法精神普及の爲の國民運動が益々活潑且自發的に展開せられんことを期待し政府は之に對し積極的の支持助成を爲さん人とすべしである。

(2) 經費

區	分	金	備	考
一 施設費	一 新憲法精神普及徹底聯盟費	八三、七五〇		
	二 新憲法精神宣揚中央大會費	八二、六〇〇		
	三 新憲法中央講習會費	二一、三九〇		
	四 新憲法精神宣揚地方大會費	六、五〇〇		
	五 新憲法精神普及徹底聯盟費	一二、二七一、五〇〇		
	六 新憲法精神普及徹底聯盟費	五、五一九、七〇〇		
	七 新憲法精神普及徹底聯盟費	二八二、四四〇		
	八 地方協議會費	九二〇、〇〇〇		
	九 新憲法精神宣揚地方大會費	四三七、〇〇〇		
	十 新憲法精神宣揚地方大會費	六、三三九、六〇〇		
二 資料作成配布費	一 新憲法精神普及徹底聯盟費	一〇、五七六、〇〇〇		
	二 新憲法精神普及徹底聯盟費	一四、二〇三、四〇〇		
	三 新憲法精神普及徹底聯盟費	四、六〇〇、〇〇〇		
	四 新憲法精神普及徹底聯盟費	七、七〇〇、〇〇〇		
	五 新憲法精神普及徹底聯盟費	七、七〇〇、〇〇〇		
三 新憲法精神普及徹底聯盟費	一 新憲法精神普及徹底聯盟費	二〇、七二〇、〇〇〇		
	二 新憲法精神普及徹底聯盟費	七、六九九、七八〇		
計				

一、施設費		總給與	四七二〇二四	備	
事務費		事務委託	五人 年一〇八〇圓	六月分	三二四〇
庶務費		職員	五人 年六〇〇圓	六月分	一五〇〇
圖書印刷		國內旅費	一級官	四回 一回五四圓	二一七六
			二級官	四回 一回四八圓	一九三八
			三級官	四回 一回四〇八圓	一九九八
			慰勞金		一四二二
		國內	圖書	一部二〇圓	一〇〇部
			雜印刷		六〇〇〇
雜費		會議茶菓料	一回六〇人	一人五圓 二回分	六〇〇
計		雜用費			三九八
		筆談書具			一八〇〇
		消耗品			三〇〇〇
		通信運費			二三〇〇〇
		雜費			九九八
		計			八四、〇〇〇

(二) 新憲法精神普及徹底聯盟費

(1) 趣旨

貴衆兩院議員を中核とし官民有識者凡百名に委員を負せ委嘱して聯盟を構成し本運動に対する企畫並に各官廳、地方協議会及び各種団体との連絡に當る。

(2) 經費

區分	金額	備考
諸給與	七五〇〇円	内譯 委員手当五〇人一人三〇〇円 一五〇〇〇円
事務費	八七五〇	内國旅費 委員旅費一五人一人一圓四〇〇円一〇圓分 六〇〇〇〇
廳費	三〇〇〇	
筆紙運賃	六〇〇	

區分	金額	備考
消耗品	九〇〇	
通信運搬	一五〇〇	
雜費	五七五〇	内譯 速記料 一〇圓一圓五時間一時間三〇円一五〇〇 茶菓料 七人一人五円一〇圓分 三七五〇 雜用費 五〇〇
計	八三、七五〇円	

(三)新憲法精神宣揚中央大会費

(1)趣旨

新憲法精神の宣揚を圖ると共に、新憲法の制定を記念するたため、東京
都に於て、新憲法精神宣揚中央大会を盛大に開催し、日本民主化への
新発見への轉機たらしめんとす。

(2)經費

區分	金額	備考
諸給與	一六三.〇〇	内譯 講師謝金一人一〇〇円 八人分 臨時傭人料一人三〇円 五人分 諸謝金 音樂隊謝金 樂團謝金一團二行一〇〇円二團分 劇團謝金一團二行一〇〇円二團分 聲樂家謝金一人三〇円六人分 演藝家謝金一人三〇円四人分 ホスター團案謝金一種二〇〇円三種
事務費	六六.三〇	
廢費	四〇.〇〇	

區分	金額	備考
圖書及印刷	三六〇.〇〇	内譯 雜印刷 ホスター一枚五円一種二〇〇枚宛三種 立看板一本二〇円 二〇〇本
筆紙墨器具	三〇〇.〇〇	
通信運搬	一〇〇.〇〇	
雜費	二六三.〇〇	内譯 會場借入料一ヶ所一〇〇.〇〇円二ヶ所分 會場設備費 移動展作費 廣告料 茶菓料一人一〇円 二〇〇人 雜用費
計	八二六.〇〇	

(四) 新憲法中央講習會費

(1) 趣旨

憲法審議院法係者及學界の權威者等を講師として、
 して都道府縣関係官、地方協議会関係者を招集して新
 憲法の解説を行ふと共に本運動に関する方針を指示し協
 議を行ふ。(2) 經費

區分	金額	備考
諸給與	六九〇	内譯
事務費	六四四〇	講師手當六時間分一時間三〇円 傭人料一人一日一〇円 五人三日分 一五〇
廳費	五五〇	
筆紙墨文具	七〇〇	
通信運搬	三三〇	
圖書印刷	二五〇	講義要綱印刷一部五円五〇部

區分	金額	備考
雜費	九四〇	内譯
計	七、一三〇	速記料六時間分一時間三〇円 會場借入費
右ノ三回分	二一、三九〇	雜用費

(五) 新憲法精神宣揚ラジオ放送

1. 新憲法精神の宣揚を圖り、新憲法の理解を深かりしめるため、新憲法發布の當日を期して、憲法發布記念放送を実施し、その後三ヶ月間、新憲法講座を開設せんとする。

2. 経費

區分	金額	備考
諸給與	六一〇〇圓	内 譯 講師謝金 二時間 三〇圓 七〇時間分 二、一〇〇圓
事務費	四〇〇	内 譯 内國旅費 一人 四〇〇圓 延一人分 四、〇〇〇
		會議茶菓料 一人一回五圓 一回三人二回分 三〇〇
		雜用費 一〇〇
計	六五〇〇	

(六) 資料作製配布

1. 關係諸團體に依頼して、新憲法に関する資料を作製して、之を各地方協議會、社會教育團體及關係方面に利用せしめる。又全國の各學校、市町村を対象として、新憲法正文三十萬部を全國隣休班及學校を対象として、新憲法解説書並に繪入新憲法解説書五十萬部宛を作製頒布する。

2. 経費

區分	金額	備考
諸給與	一二四、〇〇〇圓	内 譯 新憲法解説書編纂委員手當 一人 一、〇〇〇圓 三〇人分 三〇、〇〇〇圓 審査員手當 一人 五、〇〇〇圓 三分 一五、〇〇〇圓 諸謝金 七九、〇〇〇
		紙芝居原稿謝金 二種 一種 五、〇〇〇圓 一〇、〇〇〇

七、新憲法発布記念油繪寫真印刷配布費

趣旨

新憲法の発布を永遠に記念するため、新憲法発布記念大会の油繪寫真を全國町村、學校等に配布せんとする。

2. 經費

區分	金額	備考
諸給與	一〇、〇〇〇円	油繪執筆者謝金
事務費	五、五〇九、七〇〇	
廳費	五、五〇九、二〇〇	
圖書及印刷	五、五〇〇、〇〇〇	油繪寫真印刷費一枚一〇〇円五、五〇〇枚
通信運搬	九、二〇〇	
雜費	五〇〇	
計	五、五一九、七〇〇	

八、講師派遣

趣旨

各地方協議會主催にかゝる新憲法精神普及、新憲法解説、特に新らしい國家中央機構並に地方自治制度の本旨を徹底せしめるための諸會合に對し講師を派遣する。

2. 經費 總額三六四、八八〇圓にして一單位内譯は次の通りである。

區分	金額	備考
諸給與	六一四〇円	内譯 講師手當一人五時間一時間三〇円一人一五〇〇円
石、四、六、都、道、府、縣、分	二八二、四四〇円	内國旅費一級一人一〇人 四、六、四〇円

(九) 地方協議會費

(一) 趣旨

各都道府縣内に於ける本運動實施上の企画、立案を促し、中央に於ける^{開催}及び各種団体との連絡、上管下市町村に對し之が實施に當るものである。

(二) 經費

區分	金額	備考
諸給與	一、二、九〇〇円	内譯 委員手當 一人 三〇〇円 五人 一〇、〇〇〇円 事務取扱謝金 一人 一〇〇円 五人 五〇〇 臨時傭人料 一人 二〇〇円 延三人 六〇〇 内國旅費 一回 五〇円 二〇回 一、〇〇〇 一回 四〇〇円 二回 八〇〇
事務費	七、一〇〇	
廳費	五、九〇〇	
圖書及印刷	一、〇〇〇	
消耗品	四〇〇	
筆紙墨文具	一、〇〇〇	
通信及運搬	三、五〇〇	
雜費	一、二〇〇	内譯 會議費 一回 一〇〇円 六回 六〇〇 雜用費 六〇〇
計	二〇、〇〇〇	
右四六都道府縣分	九三〇、〇〇〇	

(1) 新憲法精神宣揚地方大會

(1) 趣旨

新憲法精神の宣揚を固ると共に、新憲法の制定を記念す、爲、地方廳所在地に於て、新憲法精神宣揚地方大會と盛大に開催し日本民主化への新発足の轉機にしめんとす。

(2) 經費		區分	金額	備考
諸給與			三、五〇〇	
事務費	六、四五〇			
廳費	四、五〇〇			
圖書及印刷	三、八〇〇	内譯		
消耗品	四〇〇	講師謝金 一人 一〇〇円 五人分	五〇〇	
筆及器具	二〇〇	事務取扱者謝金 一人 三〇円 五人分	一五〇	
通信及運搬	一〇〇	臨時備人謝金 一人 二〇円 二人分	四〇〇	
雜費	一、九五〇	諸謝金	二〇〇〇	
計	九、五〇〇	音樂隊謝金	一〇〇〇	
右、四、六、都、道		樂團謝金	一〇〇〇	
府、縣、分	四、三、七、〇、〇	立看板	三、〇〇〇	
		印刷	三、〇〇〇	
		立看板	三、〇〇〇	
		一本 三〇円 一、〇〇〇枚分	三、〇〇〇	
		一本 一〇円 三、〇〇〇枚分	三、〇〇〇	
		内譯	六〇〇	
		会場借入料	一、〇〇〇	
		会場設備費	三、〇〇〇	
		雜用費	三、〇〇〇	

(二) 新憲法精神宣揚市町村大會

(1) 趣旨

新憲法精神の宣揚を圖ると共に、新憲法の制定を記念する
 ため、全国市町村（地方廳所在地都市を除く）に於て新憲法精神
 宣揚市町村大會を盛大に開催し、日本民主化への新發足の轉機
 たらしめんとす。

(2) 經費

區分	金額	備考
諸給與	二五〇円	内譯 講師謝金一人五〇円三分 臨時僱人謝金一人二〇円五分
事務費	三五〇	
廳費	一八〇	

圖書及印刷	五〇	三書板一本五円六本	五〇
消耗品	五〇		
筆紙墨文具	五〇		
通信及運搬	三〇		
雜費	一七〇	内譯 會場設備費 雜甲費	一五〇
計	六〇〇		二〇〇
右ノ一〇、五、六、六、町村分	六三三九六〇〇		

(二) 地方新憲法精神普及講座並巡回展覽會

(1) 主旨

全国市町村に於て新憲法精神を普及徹底せしめる為に講座を開設する。特に此の機会と利用して映画、幻灯、紙芝居、歌謡等の諸材料を活用し巡回展覽會と併せて開設する。

(2) 經費

區分	金額	備考
諸給與	五五〇円	内譯 講師手當 一人一時前二〇月 二〇時前分 四〇〇月 事務取扱者謝金 一人三〇月三入 九〇月 備人料 一人百二〇月三入 六〇月
事務費	四五〇円	
廳費	一三〇円	

區分	金額	備考
筆紙墨文具	六〇円	
消耗品	五〇円	
通信運搬	二〇円	
雜費	三二〇円	内譯 巡回展覽會費 二〇〇円 會議費 一〇〇円 雜用費 二〇円
計	一〇〇〇円	
右ノ一〇五五六市分	一〇五五六・〇〇〇円	

(三) 新憲法の生活促進講座

(1) 趣旨

都道府縣社会教育協会の協力をもとめ、主として新憲法の精神並制度の趣旨を、実生活に具現するため、全国市町村の父兄等、級長を、四単位に、新憲法の生活化促進講座を開設し、新憲法の生活化に努める。

(2) 経費

区分	金額	備考
諸給興	50円	内 譯 講師手当10時間 1時間5円 50円
事務費	50円	
庶費	30円	

区分	金額	備考
筆紙墨筆文具 通信及印刷 雑費	200円 100円 200円	
計	1000円	
右、一四三〇三四講地 分	一四三〇三四〇〇円	

(四) 新憲法精神普及徹底に関する 都道府縣の諸事業に対する補助

(1) 趣旨

新憲法精神の普及徹底を強力に遂行するため、都道府縣の諸事業費に対し助成をなす。

(2) 経費

四、六〇〇、〇〇〇円 (一都道府縣平均一〇〇、〇〇〇円(宛))

(五) 新憲法精神普及徹底に関する補助

(1) 趣旨

新憲法精神の普及徹底を強力に遂行するため、関係諸団体の新憲法普及及事業費を助成する。

(2) 経費

七六〇、〇〇〇円

(3) 経費

七六〇、〇〇〇円

財団法人社会教育振興会三〇〇、〇〇〇円
都道府縣社会教育協会四六〇、〇〇〇円
(一都道府縣社会教育協会平均一〇〇、〇〇〇円(宛))

(六) 新憲法發布記念公民館設置獎勵費

主旨

公民館の設置運営については去る七月五日文部次官より地方長官宛通牒を發してその設置を勸奨し更に同月二十五日内務省地方局長より地方長官宛右設置促進方通牒し地方町村の文化的教養並に平和産業の中核的機關ならしめると共に地方自治の振興に寄與し民主的平和日本の再建に貢獻せしむることを要請したのであるが今般の新憲法發布を機として新憲法發布記念事業として公民館の設置を獎勵し新憲法精神の普及徹底に努め立憲政治下の國民的次官費を云月成せしめるため一公民館に平均二、〇〇〇圓宛の獎勵費を交付せんとするものである。

2. 経費

公民館設置獎勵費	金額	備考
右、一〇、五六〇町村分	二〇、七二〇、〇〇〇	

参照

公民館設備所要経費

区分	員數	單價	金額	備考
幻燈機	一台		一、三〇〇	
同原畫	一組	三〇	三〇〇	
紙芝居台	一台		八〇	
同原畫	五組	三〇	一五〇	
圖書(知書)	一〇冊	一〇	一〇〇〇	
農産加工設備			五、〇〇〇	
附屋建物	一〇坪	五〇〇	五、〇〇〇	
各所修繕			二、〇〇〇	
計			一四、八三〇	